

輸入食品について

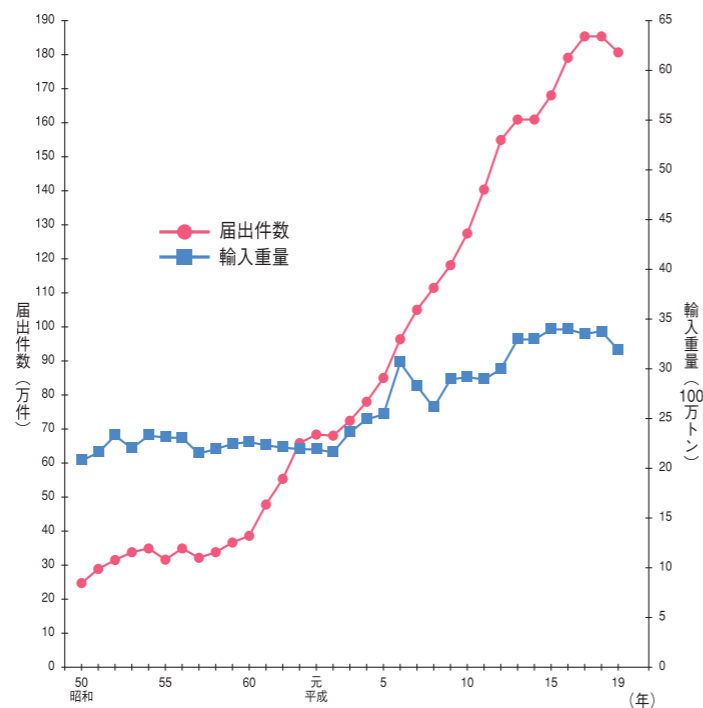
1 輸入食品の現状

1 日本の食料消費量に占める輸入食品の割合は、年々増加し、平成18年度の食料自給率は、カロリーベース*で約39%であり、国民の食生活は、輸入食品なしに成り立たない状況になっています。

*カロリーベースの自給率は、国民一人あたりの一日の食品から供給される熱量を100%とした場合の、国産食品が占める割合です。

2 航空機による食品等の全輸入量の約7割を、成田空港で占めています。

年次別輸入・届出数量の推移 (平成19年輸入食品監視統計より)

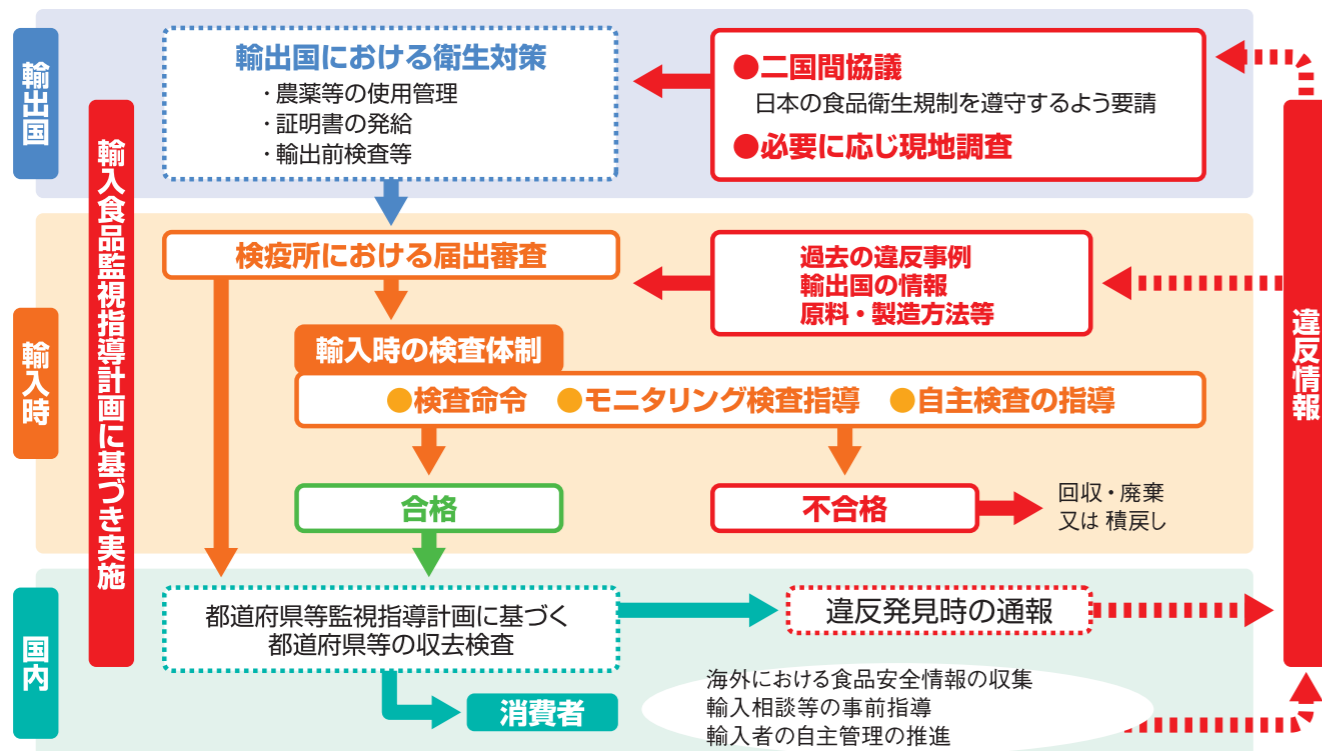


2 輸入食品の監視(検査)体制

1 輸入食品の検査は、全国各地の港や空港の検疫所で行われています。

2 千葉県内を流通する輸入食品は、保健所の食品衛生監視員が、監視指導を行っています。

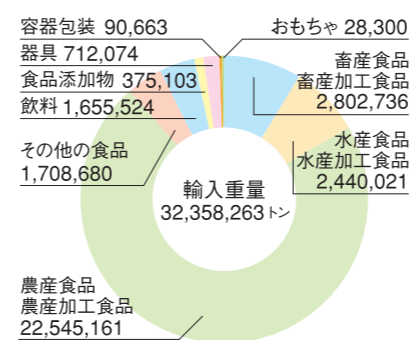
輸入食品の監視体制等の概要



3 輸入食品の違反状況

地域別の輸入・届出数量、検査数量、違反数量については、下表のとおりです。

品目分類別輸入重量の構成



国名	輸入・届出数量		検査数量		違反数量	
	件数(件)	重量(トン)	件数(件)	重量(トン)	件数(件)	重量(トン)
アジア州	913,324	8,719,823	150,591	1,396,164	802	6,435
欧州	454,171	1,895,159	16,729	54,103	90	49
北米州	255,539	17,205,714	22,165	4,827,140	128	36,981
南米州	60,769	1,654,798	4,027	110,738	85	4,246
アフリカ州	12,294	373,849	1,706	74,120	25	1,511
大洋州	100,989	2,411,727	3,324	269,821	20	62
その他	2	0	0	0	0	0
合計	1,797,086	32,261,071	198,542	6,732,086	1,150	49,284

(平成19年輸入食品監視統計より)

おもな食品衛生法違反事例 (平成19年 輸入食品監視統計より)

違反事項	違反件数	構成比 (%)	主な違反事例
有毒・有害物質等を含有する食品等の販売等の禁止	226	18.6	落花生、ハトムギ、とうもろこし、とうがらし、アーモンド等のアフライトキシンの付着、有毒魚類の混入、下痢性・麻痺性貝毒の検出、シアン化合物の検出、チーズ、非加熱食肉製品からのリステア菌検出、米、小麦等の輸送時における事故による腐敗・変敗・カビの発生等
病肉等の販売等の禁止	9	0.7	衛生証明書不添付
指定外添加物の販売等の禁止	70	5.8	サイクラミン酸、アゾルビン、TBHQ、ポリソルベート、キノリンイエロー、アルミノケイ酸ナトリウム、イソブタン、パテントブルーV、ピロリン酸三ナトリウム、ピロリン酸二カリウム、ピロリン酸二カルシウム、ホウ酸、L-アルギニン塩酸塩等の指定外添加物を使用したもの
規格基準に違反する食品等の販売等の禁止	839	69.2	その他加工食品の成分規格違反(大腸菌群陽性等)、野菜及び冷凍野菜等の成分規格違反(農薬の残留基準違反)、水産物及びその加工品の成分規格違反(抗菌性物質の含有)、添加物の使用基準違反・対象外食品への使用(ソルビン酸、安息香酸、着色料等)
規格基準に違反する器具・容器包装の販売等の禁止	68	5.6	器具・容器包装の規格違反 原材料の材質別規格違反
計	1,212(延数)	1,150(実数)	

違反が判明した場合の対応

- 輸入時及び国内に流通している輸入食品の監視で、違反が判明した場合には、直ちに回収等の措置を行い、違反食品が流通しないようにします。
- 過去に違反のあった輸入食品について、輸入時の検査を強化します。
- 違反のあった輸入者に対して、原因究明の調査を行い、再発防止対策の指導をします。
- 違反を繰り返す輸入者に対しては営業の禁止・停止処分をします。
- 輸入食品の違反情報については、ホームページ(下記URL)により公表します。

厚生労働省ホームページ

<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/iyaku/syoku-anzen/index.html>